

アレルギー性疾患児に対する食生活指導の研究 食物アレルギーの訴えをもつ小児の実態調査

伊東 繁¹⁾，近藤 康夫¹⁾，川生 泰子¹⁾，高嶋 宏哉²⁾

要約：アレルギー性疾患と食物との関係についての考え方は、現在、医学的にも混乱した状況にあるものと思われる。その原因の一つは、食物アレルギーの診断上の問題であり、他のひとつは治療上の問題である。そこで、今回、研究班において課された課題に取り組むために、いわゆる食物アレルギーについての実態を把握すべく、東京都北区が実施した同区内のアレルギー性疾患児の健康相談事業に関し、調査を行った。以下がそのまとめである。

- 1 アレルゲンと考えられる食物はたまごが最も多く、次いで牛乳および乳製品があげられる。
- 2 訴えられた症状はほとんどが湿疹、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹様の発疹など皮膚の症状であり、比較的軽微である。
- 3 食物がアレルゲンとされた根拠は、はっきりしているものはRAST法のみである。
- 4 除去治療の行われているケースがあるが、必ずしも効果をあげてはいない。
- 5 検査（RAST法）で陽性に出た食物を食べさせても症状がでていとは限らない。

これらのことから、現在一般的に行われていると考えられる、皮膚の症状を即食物アレルギーととらえ、RAST法によって陽性が示されたものをそのアレルゲンと断定してしまう診断のシステムと、そのような診断にもとづいた除去療法なる治療法は、さまざまな面から大きな問題を提起しているものと考えられる。

このような実態を踏まえた上で、最終年度にあたっては、アレルギー疾患児の有効な栄養指導のためのたたき台となるものを提起していきたいと考える。

見出し語：食物アレルギー アトピー性皮膚炎 たまご 乳製品 RAST法

【研究方法】平成2年度に東京都北区が実施し 実態調査を行った。
たアレルギー性疾患児の健康相談事業に関し、 この健康相談の実施については、区の広報、

1) 帝京大学医学部小児科教室

2) 日本臨床アレルギー研究所

保健所でのチラシによる宣伝、保健所来所者への保健婦からの口頭での宣伝などの方法で区民に知らされた。

年度内に4回、区内の保健所を会場として健康相談が持たれた。

来所者には表1に示すような問診表をわたし、記入してもらった。さらに、個別に医師および保健婦が聞き取り調査と児の診察を行った。

【結果】4回の健康相談に、0歳から15歳までの39人、18歳の1人の児の親からの相談があった。

このうち、18歳児を除いた39人についての分析を行った。

相談の対象となった疾患は、アトピー性皮膚炎25人、食物アレルギー8人、気管支喘息8人、喘鳴8人、アレルギー性鼻炎2人、蕁麻疹2人、喘息様気管支炎2人、風邪を引きやすい2人、およびアレルギー性結膜炎1人（複数回答あり）であった。

この中から特に食物アレルギー（FA）あるいはアトピー性皮膚炎（AD）を主訴としたケースをとりあげて検討を行った。

FAを主訴とするケースについて、親の訴えの要約を示すと以下のごとくである。

症例1 9か月女児。検査により牛乳、たまご、とりの反応あり。これらの食物を除去している。K地より生後2か月で転入してきたところ湿疹が悪化した。夏はきれいになる。

国立O病院で治療を受けているが、軟膏を塗布しても治らない。

症例2 10か月男児。たまご、さかな、豆腐

を食べるとアトピーが出てしまうので、与えていない。

症例3 1歳1か月女児。生後9か月からアトピー性皮膚炎が出ている。アレルギーはたまごといわれている。

症例4 7か月男児。乳健時に湿疹を指摘された。6か月ごろ検査でたまごのRASTが高値なので要注意といわれた。命にかかわるといわれているが、不安と半信半疑の気持ちである。

症例5 1歳11か月男児。生後1か月より湿疹が出ている。1歳半の健診で血液検査を勧められて調べてもらったが、牛乳、たまご、大豆は反応が出なかった。チーズやヨーグルトを食べると吐くことがあった。夫がたまごアレルギーだが、専門医へいくのをいやがる。

症例6 1歳8か月女児。6か月のときたまごを食べると湿疹がでた。血液検査をしてもらったところ、卵白の反応が強く出て、たまごアレルギーなのでたまごをひかえるようにといわれた。その後はんぺんを食べさせたとき発赤と嘔吐があった。1歳2か月のとき全卵入りのホットケーキを食べたが何の症状も出なかった。1歳6か月のとき同じく全卵入りのホットケーキを食べたところ顔面に発赤がみられた。1歳7か月のときたまご入りのサンドイッチを食べたが何ともなかった。

症例7 12か月男児。たまごを食べると蕁麻疹

疹のようなのがでる。4か月から離乳食を始め、現在はこめ、魚、肉、たまご、小麦、大豆など、特に制限なく食べている。かかりつけの小児科医には特に治療の必要はないがたまご等をひかえるようにと言われている。母親はこの児の妊娠中たまごの摂取をひかえていた。

症例8 2歳6か月女児。生後1か月からアトピー性皮膚炎が出ていたが、最近になってよくなってきた。牛乳、たまご、大豆がアレルゲンだといわれた。牛乳はまだ飲ませていないがたまごは2歳から週に1回食べさせている。パン、ケーキ等は気にせず食べさせている。

FAを主訴としたもの8人のアレルギーの症状は、湿疹あるいはAD様の症状のものが7人、蕁麻疹様の症状のものが1人、皮膚の発赤がみられたとするものが1人、嘔吐のみられたものが1人（重複回答あり）であった（表2）。

FAで、診断の根拠となったのは表2に示すごとくで、食べると症状が出るとしたものが半数あったが、検査（ほとんどがRAST法と考えられる）によって診断されたというのが5人を占めた。

FAを主訴とするもの8人の年齢ごとのうちわけをみると、1歳未満のもの3人、1歳以上3歳未満のもの5人で、3歳以上のものはなく、平均年齢は1歳4か月であった。またADを主訴とするもの23人（総数は25人であったが、うち2人はFAの訴えもあったためFAのグループに含めた）のうちわけは6か月未満のもの3人、6か月以上1歳未満のもの5人、1歳以

上3歳未満のもの6人、3歳以上6歳未満のもの3人、6歳以上のもの6人で、平均年齢は3歳11か月であった（図1）。

このことから、FAの訴えはほとんど乳幼児期からみられていることがわかる。

男女別にみると、FAは男4人、女4人であり、ADは男15人、女8人であった（図2）。

家族のアレルギー性疾患は、「なし」としたものはFAでは8人中3人であったがADでは23人中4人と少なかった。「あり」としたものはFAでは1人あたり平均2.8人の家族をあげていたが、ADでは1人あたり平均1.9人の家族をあげたのみであり、FAの方が家族内のアレルギー性疾患が多く集積している傾向がみられた（図3）。

妊娠中に母親が食事制限をしていたのはFAで1人、ADで3人であった。いずれもたまごあるいは乳製品であった。逆に普段より意識的に多く摂取したのはFAで2人、ADで5人で、これもたまごあるいは乳製品であった。食事制限をしたものも多く摂取したのもの、頻度でみると差はなかった。

FAの訴えのある児について、相談の時点で児自身の食事制限をしていたものは5人、母親が食事制限をしていたものが1人であった。

乳児期に母乳のみで粉ミルクを用いなかったのはFAで3人、ADで6人であった。

【結論および考察】この健康相談のまとめとして、以下のような点が指摘される。

- 1 食物アレルギーと指摘されたのはすべて乳幼児期である。
- 2 アレルゲンと考えられている食物はたまご

が最も多く、次いで牛乳および乳製品が指摘されている。

- 3 食物アレルギーとされた症状は、ほとんどが湿疹、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹様の発疹など皮膚の症状であり、比較的軽微であり、生命に危険をもたらすようなものではない。
- 4 特定の食物がアレルゲンとされた根拠は、RAST法による検査が大多数である。
- 5 除去治療の行われているケースがあるが、必ずしも病状に影響を及ぼしていない。
- 6 検査（RAST法）で陽性に出た食物を食べさせても症状がでていとは限らない。

アレルギーの症状というのは一般的にいつきわめて多彩なあらわれかたをするものであり、その症状は、消化器、呼吸器、皮膚など、さまざまな臓器に及ぶものである。さらには精神症状、神経症状としてとらえられるものまで含まれるものと考えられる。

さらに、アレルギーの反応は、アレルゲンの侵入後直ちに症状があらわれる即時型のものから、数日を待って症状の出る遅延型のものにいたるまで、さまざまである。そして、それぞれが異なった免疫反応によって起こるものなので、診断の方法も多彩であり、多くの免疫学的手法が用いられるものである。

我々の調査の対象となったのは、地域的には特定の狭い範囲にとどまるが、ほとんどが上に述べたように、アレルギーの症状イコール皮膚症状というように限られたかたちで捉えられている。このような傾向は、諸報告でみると、ほぼ全国的である。

もちろん、厳密な診断の結果であるなら問題とするにあたらないわけであるが、諸家の報告をみると、必ずしも十分に吟味した結果とは考えられない症例がみられる。

また、逆に皮膚症状以外のアレルギー反応が見落とされている可能性もあるものと考えられる。

こうした基本的な考え方の上に立って、現在わが国で一般的に行われていると考えられる、皮膚の症状を即食物アレルギーにとらえ、その裏付けとしてRAST法を用いるという診断のシステムは、きわめて安易な方法と言わざるを得ないものである。

何らかの症状が食物に起因するアレルギー反応と考えられた場合は、その疑わしい食物の除去試験、負荷試験を慎重に行い、in vivoでの反応を注意深く観察することが、診断上重要である。このin vivoでの試験とin vitroでの試験の組合せによって診断を確定することができる。

言うまでもなく、アレルギー反応の中には重篤な症状を呈するものもあり、負荷試験が危険を伴う場合がある。そのような場合、負荷試験が行い得ず、in vitroでの検査結果に判断を委ねることになる。

また、治療上の問題としては、ある食物によって何らかのアレルギー反応が出ることがあるとしても、その食物を除去する必要があるかどうかは、そのアレルギー反応の種類と程度による。我々の調査の対象となった症例の大部分は、例えそれらが食物アレルギーであったとしても、

ごく軽微な皮膚症状を呈したのみである。その症状と引き換えに成長期の幼児から重要な栄養源を奪ってしまう結果となるようなものであってはならないものと考えられる。

現在、食物アレルギーの診断のために最も繁用されているのはR A S T法であるが、この方法は *in vitro* において、被験者の血液中にある特定の食物に対する抗体（特異的Ig E抗体）が存在するかどうかを調べる方法である。健康な幼児の血液中にはたまご、牛乳、大豆などに対する特異的Ig E抗体がかなりの率で存在することが知られているので、これの存在をもって食物アレルギーの診断を下すことは、誤った結論に導いてしまう可能性が十分に考えられる。

ちなみに、このR A S T法が健康保健の適用

を受けるようになったのは昭和56年6月であり、それまで日本アレルギー学会において1年にたかだか数題であった食物アレルギーに関する演題が、昭和58年から一挙に2桁台の数に上るようになった。

もちろん、食物アレルギーに関する諸家の研究の中には、信憑性の高い優れたものがあるが、上に述べたような観点からみると、信憑性に乏しい研究報告も少なくない。

ことがらが成長期にある乳幼児の栄養に密接に関わるものである以上、関係者のより一層慎重な対応が望まれる。

このまとめを行うにあたって、ご協力いただいた東京都北区衛生部の関係職員の皆様にお礼申し上げます。

(表1) アンケート用紙の様式

アレルギー問診票	氏名	生年月日	男・女	歳	保健所
----------	----	------	-----	---	-----

今回相談に来られた理由は何ですか

- 病気について詳しく知りたい
 - ア. アトピー性皮膚炎
 - イ. 食物アレルギー
 - ウ. 気管支喘息
 - エ. 風邪をひきやすい
 - オ. ゼーゼー咳こみ
 - カ. その他の病気
- 薬の使用法・治療について知りたい
- 日常生活の注意点
- その他

今一番心配なこと、気になること

ご家族について

- ・該当があれば()にア～カの記号を記入
- ・本児には○をつける
- ・祖父母
 - () () () ()
- ・父母
 - () () () ()
- ・同胞
 - () ()

ア. 気管支喘息
イ. アレルギー性鼻炎
ウ. アトピー性皮膚炎
エ. 食物アレルギー
オ. 蕁麻疹
カ. その他

生育歴について

- 妊娠中の異常
- 妊娠中、授乳中に特に制限、または多く食べた食品はありましたか ()
- 出生体重 () グラム
- 在胎週数 () 週
- ミルクを始めた時期はいつごろからですか
生後 () ヶ月から
- 母乳をやめたのはいつからですか
生後 () ヶ月から
- スープ () cc 果汁 () cc
- 離乳食を始めていますか
ア. 始めている 生後 () ヶ月から
 どんなものを食べさせていますか ()
 イ. いない
- 牛乳を与えはじめた時期 生後 () ヶ月から

今回相談に来られた病気について

【経過】

- 発病したのはいつ頃ですか 歳
- いつ頃から治療を受け始めましたか 年 月
- 今はどんな治療を受けていますか
 - ア. 内服薬抗アレルギー剤
 (薬名) () 判らない
 (毎日・発作時・時々) ()
 - イ. 内服薬気管支拡張剤
 (薬名) () 判らない
 (毎日・発作時・時々) ()
 - ウ. 吸入抗アレルギー剤
 (薬名) () 判らない
 (毎日・発作時・時々) ()
 - エ. 吸入気管支拡張剤
 (薬名) () 判らない
 (毎日・発作時・時々) ()
 - オ. 減感作療法 (何のアレルゲンか) ()
 - カ. その他 (漢方薬・ステロイド) () 判らない
 - キ. 判らない
- 入院したことがありますか 有り () 回位・無
- [アレルゲン] は、わかりますか。 () 判らない
- 現在の症状 (ここ1年の様子) ()

今までにかかった病気について

- 湿疹、アトピー性皮膚炎
 (歳 ヶ月～ 歳 ヶ月)
- 蕁麻疹
 (歳 ヶ月～ 歳 ヶ月)
- アレルギー性鼻炎
 (歳 ヶ月～ 歳 ヶ月)
- 食物アレルギー
 (歳 ヶ月～ 歳 ヶ月)
- 風邪をひきやすい
 (歳 ヶ月～ 歳 ヶ月)
- その他 ()

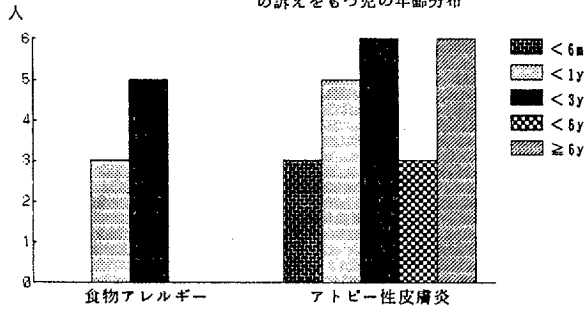
生活環境について、○をして下さい。

- 住居について
 - ア. 木造
 - イ. 鉄筋又は鉄骨
 - ウ. 日当たり (良い・悪い・普通)
 - エ. 風通し (良い・悪い・普通)
 - オ. 湿気 (良い・悪い・普通)
 - カ. カビ (有り・無し)
 - キ. 床はタタミかフローリングか
 ・居間 () ・寝室 ()
- 周囲の環境について
 - ア. 住宅街
 - イ. 商店街
 - ウ. 混在地
 - エ. 周辺に目立つ樹木、草木がある
 - オ. 排気ガスが気になる所
- 暖房について
 - ・石油ストーブ
 - ・ガスストーブ
 - ・温風ヒーター (排気筒有り・無し)
 - ・電機暖房器具 (ホットカーペットなど)
 - ・その他
 - ・使わない
- 冷房について
 - ア. 良く使う
 - イ. 時々使う
 - ウ. 使わない
- 子供の寝具について
 - ア. ベッドの使用 有り (ベッドパッド・敷ふとん) 無し
 - イ. ふとん (羽毛・綿・その他)
 - ウ. 枕 (そばがら・バンヤ・スポンジ) ()
- ふとん干しをしますか () 回/週 () 回/月
- カーテンの洗濯をしますか () 回/年
- 掃除機をかける回数は何回ですか
ア. 毎日
- イ. 一日おき
- ウ. 一週間に () 回
- エ. その他 ()
- 動物を飼っていますか
ア. 飼っている (猫・犬・鳥・その他)
- イ. いない
- 家庭内で喫煙する人がいますか
ア. いる (父・母・その他)
- イ. いない
- じゅうたんを使用していますか
ア. 使用している
 場所 ・ 居間 ・ 台所 ・ 子供の部屋
 ・ その他 ()
- イ. 使用していない
- お母さんは就業していますか
ア. はい
- イ. いいえ

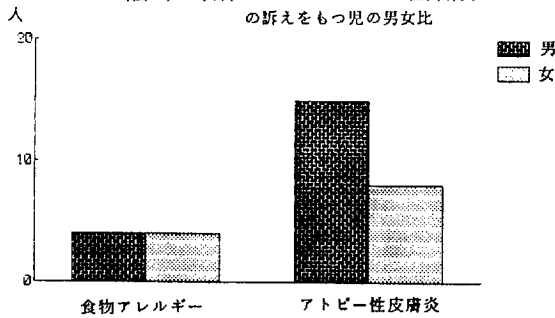
(表2) 「食物アレルギー」の症状、アレルゲンおよび診断の根拠

症例	症状	アレルゲン	診断の根拠
1	湿疹	牛乳、たまご、とり	検査 (RAST法?)
2	アトピー	たまご、さかな、豆腐	食べるとアトピーが出る
3	アトピー性皮膚炎	たまご	血液検査 (RAST法?)
4	湿疹	たまご	検査 (RAST法)
5	湿疹、吐く	チーズ、ヨーグルト	食べたら吐いた
6	湿疹、嘔吐、皮膚が赤くなる	たまご	検査 (RAST法) 食べて湿疹が出た
7	蕁麻疹のような症状	たまご	食べると症状が出る
8	アトピー性皮膚炎	牛乳、たまご、大豆	検査 (RAST法?)

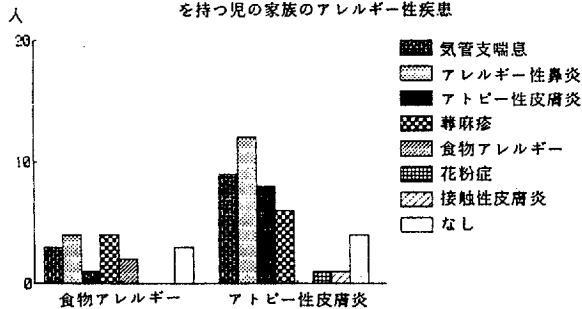
(図1) 食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の訴えをもつ児の年齢分布

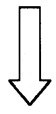


(図2) 食物アレルギーとアトピー性皮膚炎の訴えをもつ児の男女比



(図3) 食物アレルギーとアトピー性皮膚炎を持つ児の家族のアレルギー性疾患





検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:アレルギー性疾患と食物との関係についての考え方は、現在、医学的にも混乱した状況にあるものと思われる。その原因の一つは、食物アレルギーの診断上の問題であり、他のひとつは治療上の問題である。そこで、今回、研究班において課された課題に取り組むために、いわゆる食物アレルギーについての実態を把握すべく、東京都北区が実施した同区内のアレルギー性疾患児の健康相談事業に関し、調査を行った。以下がそのまとめである。

- 1 アレルゲンと考えられる食物はたまごが最も多く、次いで牛乳および乳製品があげられる。
- 2 訴えられた症状はほとんどが湿疹、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹様の発疹など皮膚の症状であり、比較的軽微である。
- 3 食物がアレルゲンとされた根拠は、はっきりしているものは RAST 法のみである。
- 4 除去治療の行われているケースがあるが、必ずしも効果をあげてはいない。
- 5 検査(RAST 法)で陽性に出た食物を食べさせても症状がでていとは限らない。

これらのことから、現在一般的に行われていると考えられる、皮膚の症状を即食物アレルギーととらえ、RAST 法によって陽性が示されたものをそのアレルゲンと断定してしまう診断のシステムと、そのような診断にもとづいた除去療法なる治療法は、さまざまな面から大きな問題を提起しているものと考えられる。

このような実態を踏まえた上で、最終年度にあたっては、アレルギー疾患児の有効な栄養指導のためのたたき台となるものを提起していきたいと考える。